



- I. 日本版司法取引(協議・合意制度)に関し、経営判断として考慮すべきファクター
- II. 米国司法省の Enforcement Policy について
- III. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2018年
4月号

I. 日本版司法取引(協議・合意制度)に関し、経営判断として考慮すべきファクター

執筆者: 木目田 裕

日本版司法取引(協議・合意制度。以下単に「司法取引」と言います。)が本年6月から施行されること、企業が司法取引を捜査当局との間で行うか否かは経営判断の問題であり、取締役等の善管注意義務との関係では経営判断原則が当てはまると考えられます。つまり、司法取引を行うにせよ、司法取引を行わないにせよ、かかる取締役等の判断は、①前提となる事実の認識に重大かつ不注意な誤りがなく、②意思決定の過程・内容が合理性を欠かないのであれば、結果的には会社にとって得策でなかったとしても、任務懈怠責任を問われることはないと考えられます。

以下では、企業不祥事に直面した企業の取締役等が司法取引を行うかどうかを経営判断するに当たって考慮すべき事項について、設例(余罪型、共犯者巻き込み型、社内完結型)に基づいて、論じることに致します。

記

【設例1】余罪型

企業Aは法人税法違反の嫌疑で国税当局の犯則調査を受けていたところ、脱税のために仮装した資金の流れの一部で、自社の役職員が国内公務員に対する贈賄を行っていた疑いが浮上した。なお、贈賄の公訴時効は完成していない。

日本の司法取引は捜査協力型のみであり、自己負罪型は司法取引の対象にならない。つまり、被疑者が自己の犯罪を捜査当局に申告して捜査協力すること(自己負罪型)それ自体は、司法取引の対象にならず、通常の自首等として処理される。司法取引の対象になるのは、①「他人」の犯罪に係る証拠を提供して、当該「他人」の犯罪について捜査協力すること(以下「捜査協力行為」ということがある。)であり、②いわばその見返りとして、自己の犯罪について訴追を免れたり、刑を軽減してもらうこと(以下「見返り」ということがある。)である。

設例1の場合、対象となる司法取引は、企業Aが司法取引の主体になるときであれば、①企業Aが、「他人」である国内公務員の収賄罪及び「他人」である自社役職員の贈賄罪について捜査当局に証拠を提供して、捜査協力し(捜査協力行為)、②自己の犯罪である企業Aの法人税法違反について処罰の回避・軽減を得ること(見返り)である。なお、刑法の贈賄罪に両罰規定はな

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

い。また、この場合、①の捜査協力行為には、企業 A の法人税法違反の行為者である自社役職員個人による当該法人税法違反の罪についての捜査協力を含めることも一応はあり得る(後述する「社内完結型」参照)。

また、企業 A の役職員であり、かつ法人税法違反及び贈賄の双方の行為者である個人が司法取引の主体になるときは、①「他人」である企業 A の法人税法違反及び「他人」である国内公務員の収賄罪について捜査協力し(捜査協力行為)、②自己の犯罪である当該役職員個人の法人税法違反及び贈賄罪の処罰の回避・軽減(見返り)になる。なお、当該役職員が、企業 A の法人税法違反には関与しておらず、贈賄のみに関与していた場合、上記②の見返りは、当該役職員個人の贈賄罪の処罰の回避・軽減になる。

企業 A がかかる司法取引を行うかどうかを経営判断するに際して、考慮すべき事項は、次のとおりである。なお、具体的な事案によって個別に検討する必要があるため、以下は網羅的な列挙ではなく、主要な事項を列挙したものである。

- 法人税法違反で自己(会社及び役職員)が処罰される可能性の高低や想定される処罰の程度、法人税法違反の処罰により企業 A が受ける刑事罰以外の不利益(報道によるレピュテーション・ダメージ、取引停止等)はどうか。
 - ・ 法人税法違反の場合、司法取引で処罰を回避できても、租税ほ脱に係る本税、重加算税、延滞税の負担までは回避できないであろう。
- 企業 A の司法取引の結果であるとはいえ、贈賄が明らかになることで企業 A が受ける不利益はどうか。
 - ・ 例えば、贈賄について、役職員個人の処罰、官公庁や取引先からの取引停止処分、許認可官庁からの業務停止等の行政処分、報道によるレピュテーション・ダメージ、株主代表訴訟等があり得る。
 - ・ 企業 A が司法取引で法人税法違反の訴追の回避・軽減を得ることができたとしても、企業 A の役職員個人は、贈賄の公訴時効が完成しているといった事情でもない限り、贈賄で処罰されることになり得る。もっとも、捜査当局としては、収賄者である公務員を処罰できれば一定の捜査目的を達し得るから、検察官が、その訴追裁量権の行使として、当該役職員個人が自己の犯罪を認めて真摯に反省していること等をもって、当該役職員個人を不起訴(起訴猶予)にするかもしれない。この点、今後の司法取引の実際の運用を注視していく必要がある。
 - ・ 企業 A がかかる司法取引を行おうとしたり、これを行った場合、贈賄の行為者とされた当該役職員個人が、企業 A に対する反発心や、自己の処罰の回避・軽減のため、自己の上司や同僚らを共犯者として捜査当局に申告したり、企業 A の別の違法行為を捜査当局に申告する等して、司法取引を行うことが考えられる。
 - ・ 本設例で、企業 A の捜査協力行為の対象が不正競争防止法違反(外国公務員贈賄罪。両罰規定あり。)であった場合、「共犯者巻き込み型」でないときは、「社内完結型」に類似する問題状況になる。「社内完結型」で述べるように、日本の検察官のオーソドックスな感覚から見ると、検察官としては、会社が(役員クラスであればまだしも)従業員をいわば売ることによって処罰を逃れるという司法取引には応じにくいのではないかと思われ、今後の司法取引の実際の運用を注視していく必要がある。なお、この場合、企業 A としては、司法取引をして法人税法違反の訴追を回避できたとしても、外国公務員贈賄罪での法人としての処罰については、これを肅々と受け入れるという対応をすることが考えられる。
 - ・ 司法取引により、企業 A としては、企業 A の役職員が関与する違法行為を捜査当局に申告することになる以上、企業 A 自身の犯罪の成否に関わりなく、通常であれば、企業 A 自身が捜査当局による搜索差押え等の対象になり、関係する役職員の取調べも行われることになる。かかる更なる捜査対応負担の発生は、企業をして司法取引に応じることを消極的にさせる要因となる。この点、日本でも、米国のように、捜査当局が、事実解明等について、企業による外部弁護士を起用した社内調査に基本的に委ねるような運用になるのであれば、更なる捜査対応負担という消極要因はかなりの程度軽減されるであろう。
- 贈賄が明らかになることで企業 A が不利益を受けるとしても、コンプライアンス徹底等の中長期的利益を重視するか、他方、企業 A が役職員を捜査当局にいわば売ったと見られて役職員の会社への帰属意識等を弱めることを懸念するか。
- 司法取引を行わなかった場合に、後日、内部通報等により贈賄が露見した場合に企業 A が隠蔽等として非難される可能性をどのように考えるか。

- 贈賄について、証拠上の強弱はどの程度か、足下の捜査状況に基づく将来の捜査等の見通しや、司法取引の申し出に対する捜査当局の反応をどのように予測するか。
- ・ 例えば、捜査当局が贈賄の端緒を既に把握しているか、外国の捜査当局が贈賄で捜査しているため、日本の捜査当局も早晩当該贈賄を把握するに至るか、捜査当局が現時点で司法取引に応じてもよいと思う証拠関係か等が問題になり得る。
 - ・ 司法取引を通じた企業 A の捜査協力により、本設例の場合、捜査当局は、いわゆる裏金の資金使途の解明が大幅に容易になることから、企業 A が司法取引で申告した贈賄だけでなく、他の公務員等に対する贈賄や贈賄以外の企業犯罪まで、捜査当局が余罪として解明する可能性が高くなる。それ故、司法取引を行うに際しては、足下で判明している違法行為だけではなく、幅広い視点で、徹底的な社内調査を行うことが必要であり、また司法取引を行った後も、捜査の進展に応じ、新たな犯罪の嫌疑が浮上した段階で、その都度、捜査当局への申告や新たな司法取引に向けた対応を検討していく必要がある。
 - ・ 捜査当局として司法取引に応じる義務はない。司法取引がなされなかった場合、司法取引に向けた交渉過程で企業が捜査当局に提供した証拠や情報について、検察官が捜査に利用することはないとされている。しかし、当該証拠や情報から派生的に判明した証拠や情報(派生証拠)については、検察官は自由に利用できる。また、そもそも、証拠であればともかく、情報のレベルになると、企業側としては、検察官が行った新しい捜査について、企業自身が司法取引の交渉過程で捜査当局に提供した情報を端緒とするものなのかどうか、検証のしようがない。それ故、捜査当局が司法取引に応じる見込みが十分にあるという状況でなければ、企業としては司法取引に向けた行動をとりにくい。なお、この点、司法取引に向けた交渉過程において、交渉テクニックとして、企業側が捜査当局に提供する材料を絞ることは難しい。捜査当局側の立場に立って見れば、司法取引に応じるかどうかを判断するには、企業が提供できる証拠や情報を見極める必要があるのだから、企業側が捜査当局に提供する材料を絞っては司法取引はできない。この点、最高検察庁新制度準備室「合意制度の当面の運用に関する検察の考え方」法律のひろば 2018 年 4 月号 52 頁も「協議においては、本人から合意した場合に行う協力的行為の内容を十分に聴取するとともに、協議における本人の供述について裏付捜査を行い、その信用性を徹底して吟味すべきである。」と述べる。結局、足下の捜査状況を前提として、今後の捜査の進展や捜査当局の想定される反応について十分な予測や見通しを立てなければ、企業としては、司法取引を行っていくであろう。
 - ・ なお、企業やその役職員の厳罰を求める国民感情が強い事件などでは、企業 A やその役職員が司法取引によって不起訴になった場合でも、最終的には、被害者等の申立を経て、検察審査会議決を通じて起訴強制となる可能性もある。具体的な事実関係次第だが、かかる観点も考慮に入れて司法取引を行うか否かを考えていく必要がある。

(参考) 司法取引によって捜査協力する犯罪がカルテル等の独禁法違反の場合、独禁法に基づく課徴金減免申請も併せて行うことになり、税法違反等の場合、税務当局に対する調査通知前の修正申告も併せて行うことになる。このように司法取引と併せて公正取引委員会や税務当局への申告等が必要になる場合には、そのタイミングや手順についても検討が必要となる。

【設例 2】 共犯者巻き込み型

企業 B は、企業 C との JV で海外公共工事を受注するに際し、自社の役職員が外国公務員に贈賄したとの嫌疑で、捜査当局から搜索差押えを受けた。企業 B は、自社役職員の贈賄関与は否定できないが、JV パートナーである企業 C こそ贈賄の主犯であると主張して、「自己の処罰の回避・軽減を見返りに、企業 C 及びその役職員の捜査に協力する」旨の司法取引を行いたい。

企業 B がかかる司法取引を行うかどうかを経営判断するにあたり、考慮すべき事項について、設例 1 で述べたことが概ね当てはまること、以下では、設例 1 で述べていない事項を中心に述べる。

- 他社・他者を主犯として巻き込むことをどのように考えるか。
 - ・ 例えば、企業 B が捜索を受けたことが大きく報道され事件の渦中にあるときに、捜査当局の事件の捉え方や報道内容を企業 C 主犯説に変えることができるのであれば、企業 B にとっては、自己や自己の役職員の処罰を相対的に軽くできたり、報道等によるレピュテーション毀損を企業 C に転嫁することが可能になる。
 - 企業 B の役職員の対応負担はどうか。
 - ・ 企業 B の役職員が、企業 C への責任転嫁のため、司法取引を通じて虚偽供述等をする、5 年以下の懲役刑で処罰されるほか、企業 C やその役職員から損害賠償請求を受ける可能性がある。
 - ・ 司法取引を導入すると、他人に責任を転嫁するインセンティブが特に強くなり、えん罪者を生みやすくなるという問題がある。この問題は、引っ張り込みの危険などと一般に言われる。この点、虚偽供述等の処罰や司法取引内容の証拠開示で一定程度の手当が図られているとはいえ、何をもち「虚偽」と言えるかどうかは明確でなく、捜査当局は司法取引に応じた役職員の供述等につきその信用性評価が甘くなりがちであるから、司法取引に基づく証言等は公判で特に厳正に信用性の評価が行われることになる。
 - JV パートナーである企業 C 側の反応をどのように想定するか。
 - ・ 企業 C においては、企業 B による司法取引を通じて、自社や役職員が捜査当局から摘発された場合、企業 B と同様に司法取引による処罰の回避・軽減を模索する可能性がある。そのため、仮に企業 B と C とが別の事業を共同で行っていた場合などに、かかる別の事業で司法取引の対象になる違法行為が行われていた場合、企業 C が、企業 B による別の違法行為について捜査協力する旨の司法取引を捜査当局に提案する可能性がある。そのため、共犯者巻き込み型の司法取引を行う場合には、かかる共犯者側の反応をも念頭に置いた上で、表面に現れている違法行為のほかに違法行為が行われていないか、企業グループ全般にわたり徹底的な社内調査を行うことを検討する必要がある。
- (参考) 独禁法の課徴金減免申請には、「リニエンシーの連鎖」という現象がある(図 1 参照)。上記で企業 C 側の反応について述べたように、司法取引の運用開始を契機として、「司法取引の連鎖」とも称すべき現象が生じる可能性がある。
- (参考) なお、司法取引と独禁法のリニエンシー制度との関係につき、木目田裕＝平尾覚「日本版司法取引が企業活動に与える影響」旬刊商事法務 2052 号(2014 年)26 頁参照。

【設例 3】社内完結型

企業 D は、社内調査により外国公務員贈賄が判明したところ、自社の処罰を回避するため、企業 D から見れば「他人」である自社従業員 E による当該外国公務員贈賄について捜査協力する旨の司法取引を行いたい。

企業 D がかかる司法取引を行うかどうかを経営判断するにあたり、考慮すべき事項については、設例 1 で述べたことが概ね当てはまること、以下では、設例 1 で述べていない事項を中心に述べる。

- 「会社が従業員を売る」型の司法取引について、捜査当局が受け入れる見込みの程度はどうか。
 - ・ 設例 1 でも若干述べたが、日本の検察官のオーソドックスな実務感覚から見ると、検察官としては、会社が(役員クラスであればまだしも)従業員をいわば売ることによって処罰を逃れるという司法取引には応じにくいのではないかと、と思われる。また、司法取引ではなく、企業の自首をもって企業を不起訴(起訴猶予)として従業員個人を訴追するという運用も、同様の実務感覚からすると、考えにくい。この点、座談会で、川出教授も「旧経営陣が違法行為をして私腹を肥やしていたといった事例であれば、その責任を第一次的に追及すべきものですので、それに協力した会社の責任を軽減するというのはしっかりくるのですが、中堅以下の従業員が行った違法行為を、会社が検察官に申告したことによって、会社が恩典を得るとするのは、この制度の目的には沿わないように思います」と述べていた(佐伯仁志=川出敏裕=木目田

裕=山口利昭「企業不祥事の現状と展望」ジュリスト 1498 号(2016 年)25 頁)。

- ・ かかる検察官の実務感覚の背景には、国民感情があるのではないと思われる。日本の場合、企業犯罪において、違法行為を行った役職員が個人的な利得を得ている事例は少なく、むしろ会社のために個人を犠牲にしていると言っても過言ではないような事例が目立つ。そのためか、日本人の国民感情としては、「会社のために違法行為を行った個人も悪いが、会社の方がもっと悪い。会社自体の責任をもっと厳しく追及するべきだ。」という感覚が強いのではないと思われる、実際、筆者自身もかかる感覚に共感する。
 - ・ この点、米国では、周知のように、企業は、司法取引や Deferred Prosecution Agreement(図 2 参照)により、概ね、罰金等を通じた違法行為による不当な利得の剥奪と再発防止策、捜査協力を行うことが多い。その場合、企業自身はそれほど厳しいダメージは受けることなく、役職員個人の訴追のための捜査協力し、役職員個人は実刑で服役する。これは、エンロン事件におけるアーサー・アンダーセンの破綻がある意味で米国当局のトラウマになっているからであり、次のような実務感覚があるためであると思われる。すなわち、企業には違法行為に全く関与していない無事の役職員や株主などのステークホルダーが存在するのであって、企業を厳しく罰することで企業を破綻させるとかかる無事のステークホルダーにいわば二重の被害を与えてしまう。むしろ違法行為を防止するには、企業に再発防止策を講じさせるとともに、違法行為を行った個人を相当長期にわたる実刑で服役させる方が効果的である。なお、かかる実務感覚については、米国でも、政治家、裁判官などには異論もあって、時折、司法取引(plea bargaining)の場合の科刑手続で、裁判官が「検察官はどうして犯罪を犯した企業を助けたがるのか」といったコメントをすることもある。
 - ・ 筆者も、以前、日本でも米国の Deferred Prosecution Agreement と同様の司法取引を行うことができないかと述べたことがある(木目田裕=山田将之「企業のコンプライアンス体制の確立と米国の訴追延期合意-Deferred Prosecution Agreement-」旬刊商事法務 1801 号(2007 年)43 頁)。日本の司法取引でかかる運用を行う場合、「企業が違法行為によって得た利得を剥奪する」という点をどのように司法取引合意に落とし込むかは、特に課題になる。というのも、日本の法人処罰の法定刑(罰金額)の低さや刑法の没収・追徴規定の制約に照らすと、日本の場合には、少なからぬ事案において、司法取引で不当な利得の剥奪を受けるよりは、起訴されて罰金刑に処される方が、企業の金銭的負担が大幅に軽いことになるのではないと思われるからである。そうすると、日本の司法取引で米国の Deferred Prosecution Agreement と同様の運用を行うには、例えば法人処罰の罰則(罰金額の上限)を大幅に引き上げることが前提になるのではないかとと思われる。
 - ・ 日本でも、企業と役職員の関係は変化し続けている。終身雇用や会社人間なるものは過去のものになりつつある。そうだとすれば、今後は日本でも米国のような実務感覚の方向に向かっていくのかもしれない。この点、先ほど引用した座談会で、佐伯教授も「会社のほうが責任が重いという感覚が今後も維持されるのか」ということがひとつあると思います。会社に科された罰金や課徴金を株主代表訴訟などで取締役役に転嫁することが認められていて、私自身は違和感を持っているのですが、そこでは会社は被害者と考えられているのだと思います。会社のためといっているけれども、全然会社のためになっていない、会社は被害者だ、ということになると、会社が役職員の違反行為を情報提供することによって、罪を免れるのは、むしろ望ましいことであるということになるかもしれません。」と述べていた(前出「企業不祥事の現状と展望」25 頁)。いずれせよ、「会社が従業員を売って処罰を逃れるのはおかしい」という日本の実務感覚が、司法取引の開始後も変わらないか、それとも変わるのか、今後の運用を注視していく必要がある。
- 「会社が従業員を売る」型の司法取引を行うことは、役職員の会社に対する帰属意識を弱めることになり、それが会社の経営に与える影響をどのように捉えるか。

(参考) 「会社が従業員を売って処罰を逃れるのはおかしい」という問題への対応として、企業 D と従業員 E とが合同して司法取引を行うことはどうか？ 一般論として、かかる方策はあり得る。ただし、かかる合同型司法取引を実際に運用するとなると、例えば、企業 D と従業員 E との間で、捜査当局との間における司法取引に向けた交渉過程で捜査当局に提供する情報範囲や対応方針を相互制約できるのか、それが適法・適当であるのか等々、少なからぬ数の課題がある。また、一般論として企業 D と従業員 E の合同型司法取引が可能だとしても、設例 3 の外国公務員贈賄については、あまり使える余地はないかもしれない。というのも、設例 2 のように他社や他社役職員が共犯者に該当する場合は別論として、企業 D の単独犯行の場合、企業 D と従業員 E が合同の司法取引を通じて捜査協力する対象である

「他人」は、収賄した外国公務員となってしまう。しかし、不正競争防止法では、収賄した外国公務員は処罰されない。そうすると、捜査当局としては、例えば司法取引の見返りが企業 D 及び従業員 E 双方の不起訴であれば、合同の司法取引に応じる合理的理由はないということになる。

図 1

【リニエンスの連鎖】

- 液晶パネル⇒ブラウン管
- 航空料金⇒航空貨物料金
- 高圧電力ケーブル⇒光ファイバー⇒ワイヤーハーネスetc

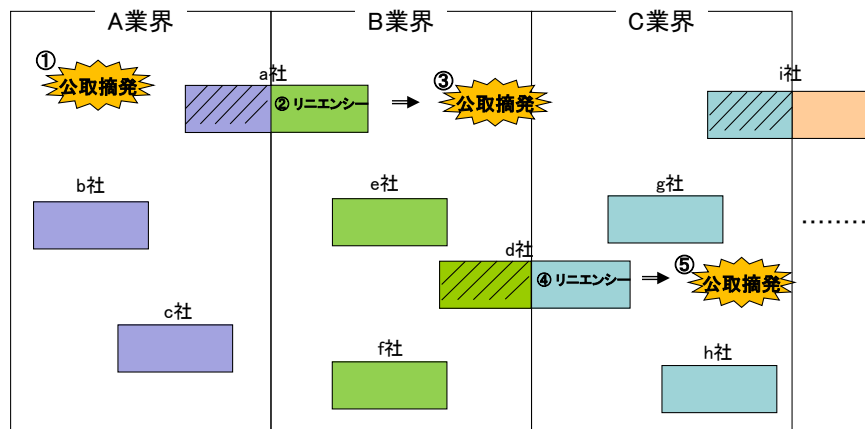


図 2

DPA=Deferred Prosecution Agreement (訴追延期合意)の典型的な内容

- 検察官は起訴状の提出と同時に公判手続の中断を求める
- 検察官は[2年/3年]の経過後に企業が次のc.ないしh.の条件を遵守したことを確認できれば起訴を取り下げる
- 企業は違反に係る事実関係について詳細に自認(Statement of Facts(事実陳述))。DPAで認めた事実関係について役職員や弁護士等が将来にわたって矛盾供述をしないことを約束
- 企業は関連資料等につき、attorney-client privilege(弁護士・依頼者間の秘密特権)、work-product privilege(訴訟準備活動に係る秘密特権)を放棄
- 検察官が役職員個人や共犯とされる他の企業等の有罪を立証するために必要がある場合には、企業は資料提供・役職員の証人出廷等の捜査協力を行う
- 企業は、違法行為を今後は行わないことを誓約し、コンプライアンス・プログラムの策定・改定、コンプライアンス・オフィサーの選任、内部通報制度、役員交代その他の再発防止策の構築や、違法行為を行った役職員の解雇・降格・懲戒等の人事処分などの企業改革を行うことを約束
- 検察官が選任する独立した第三者のコンプライアンス・モニターが、企業の費用で、企業の再発防止策の構築・実施状況や法令遵守状況を監視し、DOJに定期的に報告
- 企業は合意した一定の金銭を制裁金としてDOJやSECに支払う

きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

II. 米国司法省の Enforcement Policy について

執筆者: 平尾 覚

2017年11月30日、米国司法省は、FCPA違反に関する新しい訴追方針を発表しました。これは、2016年4月から試行していた Pilot Program における取組を恒久化するものであり、具体的には、FCPA違反事件において、個人責任追及を重視する姿勢を改めて明確化すると共に、以下の場合、利益を剥奪されるのと引き替えに訴追免除も有り得るとの方針を明確化しました。

- ・ 違反行為を自主申告したこと。
- ・ 捜査に全面的に協力したこと。
- ・ 再発防止策を講じたこと。
- ・ 幹部の関与など、量刑を加重する事由が存在しないこと。
- ・ 再犯でないこと。

この新しい訴追方針の下、最近、FCPA違反の疑いで米国司法省による捜査を受けていたデータサービス会社が訴追を免除されました(ただし、SECからは、帳簿条項違反を理由に罰金及び不当利得の返還を命じられています(<https://www.sec.gov/enforce/34-83088-s>))。

このデータサービス会社の中国子会社は、中国国民に関する情報を入手するのと引き替えに中国の公務員に贈賄したとされていますが、米国司法省に対して贈賄行為を自主申告し、捜査に徹底的に協力すると共に、関係者の処分を含めた再発防止策を講じたことを評価され、訴追免除となりました。この事案で特徴的なのは、このデータサービス会社は、中国当局が、違法な情報収集の嫌疑でその中国子会社を捜索した後に、米国司法省に贈賄行為を自主申告したという点です。おそらく、中国当局の捜索を契機に社内調査を実施し、贈賄の事実を把握したことから、米国司法省に自主申告することとしたのだと推測されますが、米国司法省は、中国当局の捜索が贈賄容疑での捜索ではなかったことを勘案し、当局による捜索後の自主申告ではあるものの、訴追免除の恩典を与えることとしたものと考えられます。

当局による別件の捜査・調査を契機として、企業が贈賄の事実を把握することは今後も想定されますが、その際の対応を検討するに際して、参考となる事案であると思われます。

また、2018年3月1日、米国司法省は、上記FCPA違反の訴追方針を他の犯罪類型にも拡大適用する可能性があることを明らかにしました。

米国司法省は、飴と鞭を使い分け、効果的に犯罪を訴追する姿勢をさらに強めていくものと思われ、注意が必要です。

ひらお かく
平尾 覚

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

k.hirao@jurists.co.jp

公正取引委員会、証券取引等監視委員会をはじめとする国内当局対応、行政機関との紛争対応、企業不祥事対応、訴訟対応のほか、国際カルテルやFCPA事案等への対応その他海外当局による捜査/調査対応等を手掛ける。

Ⅲ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えていただいております。

【2018年3月20日】

適切な完成検査を確保するためのタスクフォース、中間とりまとめを公表

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002905.html

同中間とりまとめは、複数の自動車メーカーによる型式指定車の完成検査の不適切な取扱いがあったことを踏まえ、型式指定車の適切な完成検査を確保するために講ずべき措置として以下のような事項を挙げています。

- ① 完成検査の確実な実施のための措置
 - ・ 自動車メーカーは、現場職員に対して、完成検査の意義、規範意識の向上、自動車ユーザーの安全・安心を考える意識の醸成に向けた教育を繰り返し行う。
 - ・ 自動車メーカーの経営層及び管理者層は、完成検査の意義に対する理解を深めるとともに、完成検査業務に関する管理体制の点検や機能状況の把握を行い、自動車関連法規等の遵守及びコンプライアンスの徹底を含む内部統制の構築を行う。
 - ・ 自動車メーカーは、検査の自動化や工程内検査の活用を含め、自動車技術の進展や品質管理の実態に対応した適切な完成検査の方法を採用する。
- ② 効果的なチェックのための措置
 - ・ 国は、抜き打ちで立入検査を実施し、完成検査を含む型式指定制度全般の通報窓口を新たに開設する。
 - ・ 国は、経営層及び管理者層に対し、自動車関連法規等の遵守及び内部統制の構築等に関して聴取を行う。
- ③ 不正の防止のための措置
 - ・ 国は、完成検査を含む型式指定制度に係る義務の不履行が判明した場合に、型式指定の効力を停止できるよう、要件を拡大する。
 - ・ 完成検査の方法、完成検査に従事する者の要件及び完成検査の記録に関する各義務を履行しない場合、罰則の対象とする。

【2018年3月22日】

国家公安委員会、総務省及び経産省、不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を発表

<http://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180322004/20180322004-1.pdf>

国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、「不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況」と題する文書を公表しました。

同文書によると、2017年における不正アクセス行為の認知件数は1202件であり、前年と比較して638件減少しています。行為類型としては、パスワードの設定・管理の甘さにつけ込んだ不正アクセス行為が検挙件数の約4割を占めています。

また、上記文書は、アクセス管理者等に対し、ワンタイムパスワードの導入等により個人認証を強化すること、容易に推測されるパスワードを設定できないようにすること、複数のサイトで同じパスワードを使用することの危険性を周知すること等を求めています。

【2018年3月23日】

米国議会、“Clarifying Lawful Overseas Use of Data Act”を制定

https://www.supremecourt.gov/opinions/17pdf/17-2_1824.pdf(米国最高裁決定)

本年3月23日、米国議会は、Clarifying Lawful Overseas Use of Data Act(“CLOUD Act”)を制定しました。

CLOUD Act 制定の背景には、米国政府と大手 IT 企業との訴訟があります。

米国捜査当局は、違法薬物取引の捜査のため、上記 IT 企業に対して捜査令状(warrant)を発行し、同社が米国外のサーバーに蔵置する電子データ(利用者の電子メール等)の提出を求めていました。これに対し、上記 IT 企業は、「国際法上、米国捜査当局の執行管轄権は米国外のサーバー上の電子データに及ばない」と主張して、当該電子データの提出義務の存在を争っていました。この訴訟は、米国連邦最高裁判所に係属し、米国内外において、米国連邦最高裁判所の判断に注目が集まっていました。

今回、米国連邦議会は、米国連邦最高裁判所が判断を下す前に、CLOUD Act の制定に踏み切りました。CLOUD Act により、米国捜査当局は、捜査令状等を発行することで、IT 企業等に対し、同企業等が米国外のサーバーに蔵置する電子データを提出させることが可能となりました。ただし、CLOUD Act は、上記捜査令状等の発行に当たり、米国政府が、サーバー設置国との間で、電子データの提供に係る二国間合意を締結することを要件としています。

そして、この CLOUD Act の制定を受け、米国連邦最高裁判所は、本年4月17日付けで、米国政府と上記 IT 企業との間の訴訟を棄却しました。

したがって、今後、米国所在の IT 企業等が電子データを二国間合意締結国のサーバーに蔵置し、米国捜査当局が当該電子データに対する捜査令状等を取得した場合、米国 IT 企業の利用者は、当該電子データが、米国 IT 企業から米国捜査当局の手に渡る可能性があることを認識しておく必要があります。

【2018年3月28日】

個人情報保護委員会・経産省、「EUの個人データ規制への日本企業の対応を応援します!」の公表

<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/eukojindata.pdf>

2018年5月25日より、EUにおいて一般データ保護規則(GDPR)が施行されることを受け、個人情報保護委員会及び経済産業省は、GDPR対応を検討する際に参考となる情報をまとめた資料を作成・公表しました。

同資料は、EUの個人データを取り扱う場合、EU域内に子会社や支店等の拠点を有しない日本企業においてもGDPRが適用される可能性があること等、GDPRの概要を簡潔にまとめています。

【2018年3月30日】

日本取引所自主規制法人、「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」の公表

<http://www.jpx.co.jp/news/3030/20180330.html>

日本取引所自主規制法人は、パブリック・コメント手続きを経て、「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」を正式決定しました。

プリンシプルの内容につきましては、本ニューズレター2018年3月号¹をご参照下さい。

【2018年4月2日】

最高検察庁新制度準備室、「合意制度の当面の運用に関する検察の考え方」を法律のひろば2018年4月号48頁以下に掲載

これは、本年6月1日から施行される「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」(いわゆる日本版司法取引)に関する検察の運用指針をとりまとめたものです。

¹ https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management_1803.html



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ
國本 英資

西村あさひ法律事務所 弁護士

e.kunimoto@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。